

資料 1-2

1

個人情報保護条例の改正に係る考え方の整理

資料 1 - 2

項目	現行条例	改正個人情報保護法	改正条例	考え方等
(5) 開示決定等の期限	【第18条】 合計30日以内 ・ 請求があった日から起算して<u>15日以内</u> ・ 正当な理由等があるときは<u>15日を限度として延長可</u> 【第19条】 期限の特例 ・ 著しく大量であるときで30日以内の回答が難しい場合は、相当の部分につき当該期間内に開示決定し、残りの部分は相当な期間内に開示決定等をすれば足りる。	【第83条】 合計60日以内 ・ 請求があった日から<u>30日以内</u> ・ 正当な理由がある場合は<u>30日以内</u>で延長可 【第84条】 期限の特例 ・ 著しく大量であるときで60日以内の回答が難しい場合は、相当の部分につき当該期間内に開示決定し、残りの部分は相当な期間内に開示決定等をすれば足りる。	・ 現行条例と同内容で規定	・ これまでの運用を継続
(6) 訂正決定・利用停止決定の期限	【第28, 36条】 合計60日以内 ・ 請求があった日から起算して<u>30日以内</u> ・ 正当な理由があるときは<u>30日を限度として延長可</u> 【第29, 37条】（期限の特例） ・ 特に長期間を要するときは相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。	【第94, 95, 102, 103条】 ・ 現行条例と同じ	・ 規定しない	・ 現行条例が法と同じ日数であるため規定不要（これまでの運用を継続）
(7) 訂正請求・利用停止手続の対象	【第24, 32条】 ・ 訂正請求、利用停止手続について、<u>対象を限定する規定なし</u>	【第90, 98条】 ・ 訂正請求、利用停止手続の対象については、<u>本人が開示請求により開示をうけたものに限定</u>している。	・ 現行条例と同内容で規定	・ 訂正請求と利用停止請求について、対象となる個人情報の開示決定を受けていることを要件としないというこれまでの運用を継続
(8) 是正の申出	【第38条】 ・ 自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。	・ 規定なし	・ 現行条例と同内容で規定	・ 個人情報の取扱いの是正を求める機会を条例上明確にしておくというこれまでの運用を継続 ※是正の申出とは、自己に関する個人情報に違法な取扱いをされており不適正であると思料する場合に、その是正を申し出るもの（例えば、違法に個人情報を利用又は提供した場合の個人情報の利用又は提供の中止又は抹消など、個人情報の取り扱い方に関するもの）

個人情報保護条例の改正に係る考え方の整理

資料 1 - 2

項目	現行条例	改正個人情報保護法	改正条例	考え方等
(9) 審議会への意見聴取等	【第6, 7条】 個人情報の収集、利用、提供、オンライン結合の例外を審議会等へ諮問する規定	左記を諮問することは<u>不可</u> ※法の規定と解釈の一元化のため、PPCが見解を示すことになる。	—	—
	【第41～50条】 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合、実施機関は審議会に諮問しなければならない。	【第105条第3項】 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合、地方公共団体の機関は「<u>行政不服審査法第81条第1項及び第2項の機関</u>」に諮問しなければならない。	調査権限、調査審議手続の非公開等については、現行条例と同内容で規定	- 法により審議会が行政不服審査法に根拠を置く機関となったことから、会議の運用等については行政不服審査法及び大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例との整合を図る。 - 新たに「情報公開・個人情報保護審議会条例」を制定（資料1-3参照）
	—	【第129条】 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが<u>特に必要であると認めるとき</u>は審議会その他合議性の機関に諮問することができる。	以下のいずれかで専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に諮問する旨を規定 i) 条例の改廃や個人情報保護のための安全管理措置基準などの整備・改廃時 ii) 運用上の細則を定める場合	- 審議会への諮問は以下のケースを想定 ①行政機関等匿名加工情報※の提供実施に係る検討（対象や運用方法等） ②スマートメーターの導入に係る個人情報の取扱いに関する検討 ※行政機関等匿名加工情報とは、地方公共団体等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報であり、本人の同意を得ることなく目的外利用や第三者提供が可能になるもの（例：水道利用者の使用水量データ等）。（11）参照
(10) 開示請求等の手数料	【第53条】 写しの費用は実費負担	【第89条】 条例で定める額	現行条例と同内容で規定	手数料は徴収せず実費負担とするこれまでの運用を継続
(11) 行政機関等匿名加工情報の手数料	—	【第119条】 行政機関等匿名加工情報の提案募集を<u>実施する場合は条例で規定</u> ※都道府県・政令指定都市以外の地方自治体（一部事務組合含む。）では、<u>当分の間、任意</u>	規定しない	令和5年4月時点の実施は見送る。今後、他団体の状況や団内の環境整備状況を踏まえて検討

個人情報保護条例の改正に係る考え方の整理

資料 1 - 2

項目	現行条例	改正個人情報保護法	改正条例	考え方等
(12) 個人情報取扱事務登録簿※の運用 ※個人情報取扱事務登録簿とは、個人情報を取り扱う事務について、①事務の名称②所属名③事務の目的④対象者の範囲⑤記録項目⑥収集先等を記載したもの（職員に関する情報は含まない。）	【第5条】 ・個人情報取扱事務登録簿を作成、一般の縦覧に供しなければならない。	【第75条】 ・取扱人数の基準を1,000人以上とした「個人情報ファイル簿※」の作成・公表義務を規定 ・個人情報ファイル簿に追加して、 <u>個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し公表することができる。</u> ※個人情報ファイル簿とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（パソコン上のデータベース）又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（紙ファイル）	・現行条例と同内容で規定	・企業団の個人情報取扱事務は、ほぼ1,000人未満（1,000人以上の情報は、給水契約関係） ・事務の状況を把握し適正に管理するため個人情報取扱事務登録簿の運用を継続
(13) 運用状況の公表	【第54条】 ・毎年1回、運用状況を取りまとめ、公表することを規定	—	・現行条例と同内容で規定	・法では、国が自治体の運用状況の公表をすることとなっている。 ・企業団としても、事務の状況を主体的に公表し個人情報事務の健全性を示すために運用を継続